

給料等を控除しない場合の取扱に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1781号

給料等を控除しない場合の取扱に関する規則の一部を改正する規則

給料等を控除しない場合の取扱に関する規則（規則第6-2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(給料等の控除の特例) 第2条 一般職員給与条例第4条及び市町村立学校職員給与条例第16条の2の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 (1)～(4) (略) (5) 法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、若しくは法第49条の2第1項の規定により不利益処分について <u>審査請求</u> をする場合又はこれらの審理に当事者として出頭する場合 そのつど所属長が必要と認める時間 (6)～(10) (略) 2 (略)	(給料等の控除の特例) 第2条 一般職員給与条例第4条及び市町村立学校職員給与条例第16条の2の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 (1)～(4) (略) (5) 法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、若しくは法第49条の2第1項の規定により不利益処分について <u>不服申立て</u> をする場合又はこれらの審理に当事者として出頭する場合 そのつど所属長が必要と認める時間 (6)～(10) (略) 2 (略)

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。